

平成 26年 11月 25日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 休眠会社・休眠一般法人の整理作業 が始まります。忘れていませんか！

一般的には「長期間企業活動をしていない会社」のことを言います。

### I 会社法の規定における休眠会社とは

- (1) 休眠会社はその株式会社に関する登記事項が最後に行った日から12年を経過した株式会社
- (2) 休眠一般法人は最後の登記から5年を経過している一般社団法人又は一般財団法人  
(平成14年11月17日以降役員任期満了による登記やその他変更等の登記がされていない会社  
ただし、特例有限会社つまり「旧有限会社」は含まれません。)

### II 休眠会社が職権による手続きとなる場合

法務大臣による公告及び登記所から会社への通知を行い、公告から2か月以内に事業を廃止していない旨の届出又は役員変更等の登記をしない場合には、みなし解散による登記の手続きが進められます(登記所からの通知書が何らかの理由で届かない場合でもあっても同じ扱いとなります)。

### III みなし解散の登記について

平成27年1月19日までに「まだ事業を廃止していない」旨の届出がなく、役員変更等の登記の申請もされなかった休眠会社又は休眠一般法人については、平成27年1月20日(火)付で解散したものとみなされ、登記官の職権で解散の登記手続きが進められます。

### IV 「まだ事業を廃止していない」旨の届出について

まだ事業を廃止していない休眠会社又は休眠一般法人は、平成27年1月19日までに「まだ事業を廃止していない」旨の届出をする必要が有ります。

届出は、登記所からの通知書を利用して、所定の事項を記載して、登記所に郵送又は持参して手続きをする事になります。

登記所からの通知書を利用しない場合には、書面に次の事項を記載して登記所に既に届けてある代表者印を押印して提出することになります。(代理人による場合は委任状が必要になります。)

①休眠会社の場合、商号、本店並びに代表者の氏名及び住所、②代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所、③まだ事業を廃止していない旨、④届出の年月日、⑤登記所の表示

### V みなし解散の登記後3年以内に限りまだ救済のチャンスは在ります

- ①株式会社は、株主総会の特別決議によって株式会社を継続、
- ②一般社団法人又は一般財団法人は、社員総会の特別決議又は評議委員会の特別決議によって法人を継続することができます。

ただし、継続したときは、2週間以内に継続の登記の申請をする必要があります。